

○厚生労働省令第百三三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十三 (略) 五十四 N-イソプロピル-五-メトキシトリプタミン及びその塩類 五十五〇百二十五 (略) 百二十六 一〇(二-ジエチルアミノ)エチル-二〇(三・四-メチレンジオキシフェニル)メチル-五-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類 百二十七〇百二十三 (略) 百二十四 二〇「四-二-フルオロエトキシ」ベンジル-五-ニトロ-一〇「二-ピロリジン-一-イル」エチル」ベンズイミダゾール及びその塩類 百二十五〇三百六十五 (略)	(指定薬物) 第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一〇五十三 (略) (新設) 五十四〇百二十四 (略) (新設) 百二十五〇百二十一 (略) (新設) 百二十二〇三百六十二 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。